

平成21年5月18日

団体各位

経済産業省製造産業局長 細野 哲弘

### 新型インフルエンザ対策について

今回、国内で初の新型インフルエンザの感染が確認されたことを受けて、今後は国内での感染拡大を防止するための措置を講じていくこととなります。

経済産業省においては、5月18日（月）に経済産業省新型インフルエンザ対策本部を開催し、「経済産業省の当面の対処方針」（別添1）を決定いたしました。

貴団体におかれましては、特に患者や濃厚接触者が活動した地域等（※）の傘下の各事業者に対して、事業運営における感染機会を減らすための工夫、従業員に対する時差通勤等の検討を必要に応じて行うよう、周知徹底をお願いいたします。

なお、当面、傘下の企業の従業員に感染者が出た場合などの情報については、出来る限り迅速に貴団体経由で経済産業省まで御報告いただきますようお願い申し上げます。特に、一般の国民に接する従業員に感染者が生じた場合など、事業の運営に影響が生ずるおそれがある場合については、その事情等も含めお教え下さい。

※現時点では、別添2のとおり。なお、今後、仮に他地域においても新型インフルエンザの感染が確認された場合には同様の対応を行っていただく必要があることから、国や地方自治体等からの発表を注視して下さい。

（御参考）

- ・ 政府の新型インフルエンザへの対応（官邸のホームページ）

URL：<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/index.html>

- ・ 経済産業省の新型インフルエンザへの対応について

URL：<http://www.meti.go.jp/topic/data/e90401aj.html>

- ・ 厚生労働省の新型インフルエンザ関連のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

## 経済産業省の当面の対処方針

平成 21 年 5 月 18 日  
経済産業省新型インフルエンザ対策本部

### 1. 情報収集と経済活動への影響の確認

新型インフルエンザの国内外での発生状況に対応して、国内産業や事業者に与える経済活動への影響について確認・調査を行う。

### 2. ライフライン・生活必需品に係る対応

電力・ガス・石油等のライフラインや生活必需品に関して、

- 発生国からのエネルギー資源の確保・供給に影響が出る場合に備え、必要に応じて関係機関や事業者等から情報収集を行い、エネルギー需給の動向の注視
- 国内において全国的又は局地的に需給逼迫等の問題が発生していないかについて、関係機関や事業者等と密接に連携して動向を注視し、安定供給確保に向けた対策の実施

とともに、

- エネルギー等や生活必需品の安定供給、原子力の安全、ライフライン関係施設の保安確保に支障が出ないよう、社会機能維持事業者等に対して事業継続に向けた協力要請、指導等を行う。

### 3. 産業界等に対する注意喚起と要請等

関係事業者団体・独法・政府系金融機関等に対して、政府の

新型インフルエンザ対策本部の基本的対処方針、政府行動計画及び政府ガイドライン等を踏まえた対策を講ずるよう注意喚起等を行うとともに、新型インフルエンザに係る対応の状況について聴取する。

また、関係事業者団体・独法・政府系金融機関等に対して、事業運営における感染機会を減らすための工夫、従業員に対する時差通勤等の検討を必要に応じて行うよう要請する。

さらに、我が国の輸出入が制約を受ける場合や、国内の患者発生地域で生産活動が停滞した場合等に、必要に応じて、中小企業への影響を調査し、政府系中小金融機関等における相談窓口の設置、セーフティネット貸付、セーフティネット保証等の支援策を講ずる。

#### 4. その他

発生国への出張等の渡航に当たっては、安全に関する情報に留意する。

(別添2)

事務連絡  
平成21年5月18日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

新型インフルエンザ対策本部幹事会「確認事項」における  
感染拡大防止措置を図るための地域について (第4報)

新型インフルエンザ対策に多大なるご尽力をいただいております。

国の新型インフルエンザ対策本部が平成21年5月1日に決定した「基本的対処方針」について、5月16日、新型インフルエンザ対策本部幹事会において、国の関係省庁間の「確認事項」として、自治体、医療機関、事業者や関係団体と連携・協力し、国民の協力を得て講ずる措置について確認いたしました。

その「確認事項」の「三」においては、「地域や職場における感染拡大を防止するため、患者や濃厚接触者が活動した地域等において次の措置を講ずる」としております。ここでの「地域等」とは、これまでの疫学的状況や学区等の区域を踏まえ、当面、次の通りといたしますのでご了知ください。なお、今後の状況に応じて、この「地域等」の範囲は随時変更することも考えられますので、併せてご了知ください。

なお、三の(一)(積極的疫学調査)については、この区域に限られることなく患者及びその接触者の行動等を踏まえて必要に応じて拡大して調査を実施する場合がありますことに留意してください。

(「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の範囲) (5月18日2:00現在)

兵庫県神戸市(東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区、北区の区域に限る)、  
兵庫県芦屋市の全域、

大阪府豊中市の全域、大阪府池田市の全域、大阪府吹田市の全域、大阪府高槻市の全域、大阪府茨木市の全域、大阪府八尾市の全域、大阪府箕面市の全域、大阪府三島郡島本町の全域、

また、特に中学校及び高等学校の在校生に新型インフルエンザの感染者が増加している状況に鑑み、広めの地域で中学校及び高等学校の臨時休業を要請することが適切と考えられることから、中学校及び高等学校の臨時休業の要請に限り、「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の範囲を兵庫県全域、大阪府全域とします。